

平成27年度決算状況

一般会計の決算状況

歳入 **983億4,230万円**

歳出 **965億1,499万円**

差引
18億2,731万円

平成27年度の決算状況
平成27年度は、全庁を挙げて歳出の徹底した抑制や歳入の確保に取り組んだ結果、一定程度の不用額が生じたことや、市の主要な財源である市税に加え、地方消費税交付金等の国からの交付金が予算を上回ったことなどにより収支が好転し、決算剰余金(黒字)の額は、約36億3,000万円となりました。
この決算剰余金のうち、18億円は、今後の財政運営に処するため、減債基金に積み立てを行います。残りの約18億3,000万円については、約9億3,000万円を平成28年度の補正予算等の財源として繰り越し、9億円を、平成17年度末以降残高ゼロであった財政調整基金に新たに積み立てます(減債基金および財政調整基金については、広報くしろ8月号の「焦点」で紹介する予定です)。

企業会計の決算状況

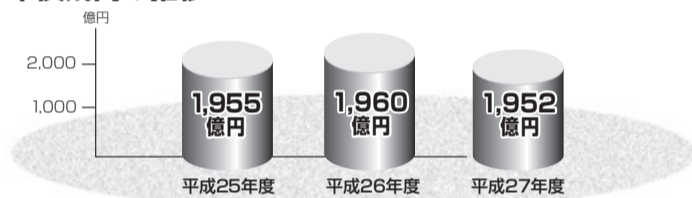
会計名	区分	収入	支出	不良債務
病院事業	収益的収支	155億1,761万円	154億8,214万円	—
	資本的収支	5億7,734万円	15億8,785万円	—
水道事業	収益的収支	47億6,535万円	39億8,216万円	—
	資本的収支	29億1,736万円	52億8,919万円	—
工業用水道事業	収益的収支	6,982万円	6,910万円	—
	資本的収支	—	660万円	—
下水道事業	収益的収支	79億5,443万円	61億5,555万円	48億1,604万円
	資本的収支	17億4,871万円	41億2,334万円	—
公設地方卸売市場事業	収益的収支	9,857万円	8,132万円	—
	資本的収支	2,022万円	2,738万円	—
市設魚揚場事業	収益的収支	4億6,294万円	1億9,103万円	8億1,251万円
	資本的収支	—	—	—
港湾整備事業	収益的収支	13億1,922万円	10億3,258万円	—
	資本的収支	142万円	4億4,685万円	—

特別会計の決算状況

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険	229億1,664万円	225億1,412万円	4億252万円
国民健康保険阿寒診療所事業	4億4,065万円	4億4,065万円	—
国民健康保険音別診療所事業	2億3,138万円	2億3,138万円	—
後期高齢者医療	22億1,419万円	21億7,464万円	3,955万円
介護保険	144億4,401万円	142億8,640万円	1億5,761万円
保険事業勘定	1億1,963万円	1億1,963万円	—
介護サービス事業勘定	1,260万円	1,260万円	—
農業用簡易水道事業	1億8,628万円	1億8,628万円	—
駐車場事業	4億3,583万円	4億3,017万円	566万円
動物園事業	—	—	—

※収益的収支…事業を運営するために1年間に掛かった経費と収入を管理する財布です。※資本的収支…事業の運営とは別に、施設の建設や設備投資の収支をやりくりする財布です。

市債残高の推移



平成27年度の市民1人当たりの借金(市債)残高111万3,944円/人(平成27年度の市債残高を人口17万5,210人(平成28年3月末現在)で除して算出)

市債残高の推移
市債とは、公共施設などを造るために、市が借り入れる長期の借入金のことです。学校などの大きな建物を建てるには、たくさんのお金が必要ですが、その年の収入だけでは賅うことができないため、制度に基づく借入金により事業を行います。
釧路市の市債残高は、一般会計では公共投資等の借入れについて「返す以上に借りない」ことを基本とし、残高の圧縮に努めているため、平成27年度では減少しています。平成26年度の市債残高が増加しているのは、学校施設耐震化事業など、子どもたちの安全・安心のため先送りできない事業等を実施するために市債を借り入れたことによるものです。
今後も市債残高圧縮のため、適切な財政運営を行っていきます。

空き家の適正な管理をお願いします

問合せ 市役所建築指導課指導防災担当 (☎31-4569)

空き家を放置し続けると、倒壊するなどのさまざまな問題が発生します。空き家の所有や管理をされている方は、周辺の方が快適に生活できるよう、建物の適正な管理をお願いします。

- 建物に破損部分がないか定期的に確認してください。
- 破損部分がある場合、破損部分が落下したり飛散したりしないよう、修繕などをしてください。
- 敷地内の草木が周囲に迷惑が掛からないように、剪定や除草を行ってください。
- ごみを放置すると、火災や害虫の発生の原因となります。建物内部や敷地内は清潔にするようにしてください。

空き家の所有者や管理者には責任があります！

空き家は個人の財産です。所有者は、適正に管理する責任があります。屋根や壁が吹き飛ぶなどにより、近隣の建物や通行人に被害が出た場合、所有者は管理責任を問われることがあります。

相続した空き家等を処分する際に税の軽減措置が創設されました

相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を売却した場合の譲渡所得に、所得税の軽減措置が新たに創設されました。対象となるには一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市民税課市民税担当 (☎31-4514)

！ 空き家を放置したままにすると、こんな問題が…



このようなことがあると、隣近所の方に多大な迷惑が掛かります。こうならないためにも適正な管理をお願いします。

空き家情報バンクをご利用ください

北海道では、4月に「北海道空き家情報バンク」を開設しました。空き家の所有者から情報を募り、適正な条件・状態を確認した上で、希望者に情報提供します。インターネットでの申請や、申請書の提出により登録することができますのでご利用ください。

☎http://www.hokkaido-akiya.com/

問合せ 北海道建設部住宅局建築指導課 (☎011-204-5577)

建物についての相談先をご利用ください

- 建物を解体できる業者を知りたい 釧路市建設事業協会 (☎42-2215)
- 建物を改修したい 北海道建築士事務所協会釧路支部 (☎42-6388)
- 建物を売りたい・貸したい 北海道宅地建物取引業協会釧路支部 (☎25-2222)
- 建物の権利・相続に関する相談 釧路司法書士会 (☎41-8332)

※この他、15ページに記載の各種相談をご利用ください